

内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、
経済産業省、国土交通省、農林水産省、令第 号

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（平成十四年政令第 号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十四年七月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務大臣 片山虎之助

法務大臣 森山 眞弓

財務大臣 塩川正十郎

厚生労働大臣 坂口 力

農林水産大臣 武部 勤

経済産業大臣 平沼 赳夫

国土交通大臣 林 寛子

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則（案）

（信託の受益者から除かれる者）

第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定するその他主務省令で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（以下「適格退職年金契約」という。）

二 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三条又は第五条に規定する措置として行われる信託契約

三 退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等をいう。）

（ ）の給付に充てるため有価証券及び金銭の管理処分を行うことを目的とする信託契約

四 被用者（法人の役員を含む。以下同じ。）の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）から控除される金銭を信託金とする信託契約

五 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条に規定する公益信託契約

(本人確認の対象から除かれる取引)

第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 令第三条第一項第三号又は第四号に規定する取引のうち、顧客分別金信託(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四十七条第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第十五条第二項の規定による信託をいう。)の取引の開始又は受益者の指定

二 令第三条第一項第五号又は第六号に規定する契約(以下「保険等契約」という。)のうち、次に掲げるものの締結

イ 年金(人の生存を事由として支払いが行われるものに限る。以下同じ。)、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定め(以下「満期保険金等の定め」という。)がない保険等契約(ただし、期間の限定がなく、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。)

ロ 満期保険金等の定めがある保険等契約のうち、当該保険等契約に基づき払い込まれる保険料(保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第五十三条第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金

の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。)又は共済掛金(既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む。)の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの(ただし、保険業法施行規則第七十四条第一号に掲げる保険契約及び特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約(令第三条第一項第六号に規定する「共済に係る契約」をいう。以下同じ。))その他これに準ずる共済に係る契約を除く。)

三 令第三条第一項第七号に規定する支払のうち、次に掲げる保険等契約に係るもの

イ 前号に規定する保険等契約

ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険(保険契約(令第三条第一項第五号に規定する「保険契約」をいう。以下同じ。))のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。以下同じ。
。若しくは保険業法施行規則第八十三条第一号イからホまで若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済にかかる契約

四 令第三条第一項第八号に規定する契約者の変更のうち、第二号に規定する保険等契約に係るもの

五 令第三条第一項第九号又は第十号に規定する契約のうち、金融機関等及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済されるものの締結

六 令第三条第一項第十八号に規定する契約のうち、次に掲げるものの締結

イ 金融機関等及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済されるもの

ロ 第二号に規定する保険等契約に基づくもの

ハ それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号（以下「証券等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する取引に係るもの

二 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの

七 令第三条第一項第二十一号に掲げる取引のうち、金額が二百万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

八 令第三条第一項第一号、第九号、第十号及び第十八号に掲げる取引のうち、金融機関等及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国金融機関等」という。）の間で、特定通信手段（金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等との間で利用される国際的な規模の通信手段であり、当該通信手段によって送信を行う金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等を特定するために必要な措置が講じられているものとして、金融庁長官が指定するものをいう。）を介して確認又は決済指示が行われる取引（外国金融機関等との取引については、金融庁長官が指定する国に本店又は主たる事務所を有するものとの取引に限る。）

(本人確認方法)

第三条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(以下「法」という。)(第三条第一項(法第七条において準用する場合を含む。))に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等(法第三条第一項に規定する「顧客等」をいう。以下同じ。)(の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等又は代表者等(法第三条第二項に規定する「代表者等」をいう。以下同じ。)(次に定める方法のいずれか

イ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類(次条に規定する書類をいう。以下同じ。)(のうち次条第一号又は第三号に定めるもの(同条第一号ロ及びへに掲げるものを除く。)(の提示を受ける方法

ロ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号ロ又はへに掲げるものの提示を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等又は代表者等の住居にあてて、預金通帳その他の当該取引に係る文書を書留郵便若しくは配達記録郵便により又はこれらに準ずるものにより、郵便規則(昭和二十二年逓信省令第三十四号)第八十九条に規定する郵便物(以下「転送不要郵便」と

いう。)又はこれに準ずるものとして送付する方法

八 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるものの送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等又は代表者等の住居にあてて、預金通帳その他の当該取引に係る文書を書留郵便若しくは配達記録郵便又はこれらに準ずるものにより、転送不要郵便物又はこれに準ずるものとして送付する方法

二 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるものの写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている顧客等又は代表者等の住居にあてて、預金通帳その他の当該取引に係る文書を書留郵便若しくは配達記録郵便又はこれらに準ずるものにより、転送不要郵便物又はこれに準ずるものとして送付する方法(ただし、金融機関等又は郵政官署が当該本人確認書類の写しを第九条第一項(第十四条において準用する場合を含む。)に規定する日から七年間保存する場合に限る。)

ホ 郵便規則第二百二十条の三十の十に規定する本人限定受取郵便又はこれに準ずるものにより、当該顧客等又は代表者等に対して、預金通帳その他の当該取引に係る文書を送付する方法

へ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第
四条第一項に規定する認定を受けた者が発行する電子証明書（当該顧客等又は代表者等の氏名、住居
及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名（同法第二
条第一項に規定する措置をいう。以下同じ。）を行った預貯金契約の締結等の取引（法第三条第一項
に規定する「預貯金契約の締結等の取引」をいう。以下同じ。）を行うための申込み又は承諾に係る
情報の送信を受ける方法

ト 令第三条第一項第三号から第二十号までに掲げる取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口
座振替の方法により決済されるものにあつては、当該預金又は貯金口座が開設されている金融機関等
又は郵政官署（以下この号及び次号において「取扱い金融機関等」という。）が当該預金又は貯金口
座に係る令第三条第一項第一号又は令第六条第二項第一号に規定する契約を締結する際に当該顧客等
又は代表者等の本人確認（法第三条第一項に規定する「本人確認」をいう。以下同じ。）を行い、か
つ、当該本人確認について本人確認記録（法第四条第一項に規定する「本人確認記録」をいう。以下
同じ。）を保存していることを確認する方法（あらかじめ、取扱い金融機関等との間で、自己のため

に本人確認を行うことに関する合意をしている場合に限る。）

二 法人である顧客等 次に定める方法のいずれか

イ 代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第三号に定めるものの提示を受ける方法

ロ 代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第三号に規定するものの送付を受けるとともに、

当該本人確認書類に記載されている顧客等の本店、主たる事務所、支店又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第二項に規定する営業所（以下「本店等」という。）にあてて、預金通帳その他の当該取引に係る文書を書留郵便若しくは配達記録郵便又はこれらに準ずるものにより、転送不要郵便物又はこれに準ずるものとして送付する方法

ハ 代表者等から本人確認書類のうち次条第二号又は第三号に定めるものの写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている顧客等の本店等にあてて、預金通帳その他の当該取引に係る文書を書留郵便若しくは配達記録郵便又はこれらに準ずるものにより、転送不要郵便物又はこれに準ずるものとして送付する方法（ただし、金融機関等又は郵政官署が当該本人確認書類の写しを第九条第一項（第十四条において準用する場合を含む。）に規定する日から七年間保存する場合に限

る。)

二 代表者等から、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名を行った預貯金契約の締結等の取引を行うための申込み又は承諾に係る情報の送信を受ける方法

ホ 第一号トに規定する方法

2 金融機関等又は郵政官署は、顧客等又は代表者等について、前項第一号イから二まで又は第二号イから八までに掲げる方法により本人確認を行う場合において、顧客等又は代表者等から提示又は送付を受けた本人確認書類又はその写しに記載されている住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地が現在のものではないときは、顧客等又は代表者等から、次に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が金融機関等又は郵政官署が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれか又はその写し（ただし、金融機関等又は郵政官署が前項第一号八若しくは二又は第二号ロ若しくは八に掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該写しを第九条第一項（第十四条において準用する場合を含む。）に規定する日から七年間保存するときに限る。）の提示又は送付を受けて、現在の住居又

は本店若しくは主たる営業所の所在地を確認することができる。

一 本人確認書類

二 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

三 社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の領収証書

四 公共料金の領収証書

3 金融機関等又は郵政官署は、法人である顧客等について、第一項第二号口又は八に掲げる方法により本人確認を行う場合において、顧客等の本店等に代えて、前項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が金融機関等又は郵政官署が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれか又はその写し（ただし、金融機関等又は郵政官署が当該写しを第九条第一項（第十四条において準用する場合を含む。）に規定する日から七年間保存するときに限る。）により当該顧客等の営業所であると認められる場所にあてて預金通帳その他の当該取引に係る文書を送付することができる。

4 金融機関等又は郵政官署は、法第三条第三項に規定する顧客等とみなされる自然人について、第一項第一号口からホまでに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該自然人の住居に代えて、法第三条第三項に規定する政令で定めるもの（以下「国等」という。）の所在地、本店等又は前項に規定する場所（以下「所在地等」という。）にあてて、預金通帳その他の当該取引に係る文書を送付することができる。

5 金融機関等又は郵政官署は、第一項第一号口からニまで又は第二号口若しくは八に掲げる方法により本人確認を行う場合において、預金通帳その他の当該取引に係る文書を書留郵便若しくは配達記録郵便又はこれらに準ずるものにより、転送不要郵便物又はこれに準ずるものとして送付することに代えて、当該金融機関等又は郵政官署の役職員が本人確認書類に記載されている顧客等又は代表者等の住居、本店等、第三項に規定する場所又は国等の所在地等に赴いて顧客等又は代表者等に預金通帳その他の当該取引に係る文書を交付することができる。

（本人確認書類）

第四条 第三条第一項に規定する方法において、金融機関等又は郵政官署が提示又は送付を受ける書類は、

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イ及び口並びに第二号イに掲げる本人確認書類にあっては、金融機関等又は郵政官署が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに、第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類にあっては、金融機関等又は郵政官署が提示又は送付を受ける日において有効なものに、第一号へ、第二号口及び第三号に掲げる本人確認書類にあっては、金融機関等又は郵政官署が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるもの）にあっては、金融機関等又は郵政官署が提示又は送付を受ける日において有効なもの）に限る。

一 自然人（第三号に掲げる者を除く。）次に定めるもののいずれか

イ 預貯金契約締結等の取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 印鑑登録証明書（イに掲げるものを除く。）、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）、戸籍の謄本若しくは抄本（ただし、戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住

民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

八 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、医療受給者証（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。）

（健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。））

二 国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）
（児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。））

ホ 運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）
（外国人登録証明書、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

第二条第五号に規定する旅券をいう。ただし、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り。）

へ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、顧客等の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二 法人（次号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。） 次に定めるもののいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本若しくは抄本（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）、印鑑登録証明書又は法令の規定に基づき官公庁から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限り。）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

三 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているものを除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 前各号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限あ

る国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前各号に準ずるもの（当該顧客等が自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載のあるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

（顧客等について既に本人確認等を行っていることを確認する方法）

第五条 令第三条第二項（令第六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げることのいずれかにより顧客等（顧客等が国等である場合にあっては、当該国等。以下この条において同じ。）が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認する方法とする。ただし、当該金融機関等又は郵政官署（令第三条第二項第三号から第六号までに規定する他の金融機関等又は郵政官署を含む。以下この条において同じ。）が顧客等、代表者等又は法第三条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人と面識があるため、顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、この限りでない。

一 預貯金通帳その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること

二 顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること

(国等に準ずる者)

第六条 令第四条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第七条の四に規定する勤労者財産形成基金
- 二 厚生年金基金
- 三 国民年金基金
- 四 国民年金基金連合会
- 五 企業年金基金
- 六 令第三条第一項第一号又は第二号に規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は定期積金等とするものを締結する被用者
- 七 第一条第四号に規定する信託の契約を締結する被用者
- 八 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者

九 令第三条第一項第九号に規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者

十 令第三条第一項第十八号に規定する契約のうち、被用者の給与から控除される金銭により返済がなされるものを締結する被用者

十一 外国（金融庁長官が指定する国に限る。）の有価証券市場に上場又は登録している会社

（本人確認記録の作成方法）

第七条 法第四条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムとする。

（本人確認記録の記録事項）

第八条 法第四条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- 二 本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項

- 三 本人確認のために本人確認書類又はその写しの提示又は送付を受けたときは、当該送付又は提示を受けた日付
- 四 第三条第一項第一号口からホまで又は第二号口若しくは八に規定する方法により本人確認を行ったときは、金融機関等又は郵政官署が預金通帳その他の当該取引に係る文書を郵便に付した日付
- 五 第三条第五項の規定により本人確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付
- 六 本人確認を行った取引の種類
- 七 本人確認を行った方法
- 八 本人確認のために本人確認書類の提示又は送付を受けたときは、当該本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項
- 九 第三条第二項の規定により顧客等又は代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該確認に用いた書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項
- 十 第三条第三項の規定により法人である顧客等の営業所の確認を行ったときは、当該営業所の名称、所在地その他の当該営業所を特定するに足りる事項及び当該営業所の確認に用いた書類の名称その他の当

該書類を特定するに足りる事項

十一 顧客等（法第三条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を除く。）の本人特定事項（法第

三条第一項に規定する「本人特定事項」をいう。以下同じ。）

十二 代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項及び当該代表者等と顧客等との関係

十三 法第三条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行ったときは、当該自

然人の本人特定事項、当該国等の名称その他の当該国等を特定するに足りる事項及び当該自然人と国等との関係

十四 顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義及び顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由

十五 口座番号その他の取引記録（法第五条第一項に規定する「取引記録」をいう。）を検索するための事項

2 金融機関等又は郵政官署は、第三条第一項第一号二又は第二号八に規定する方法により本人確認を行ったときは、当該本人確認書類の写しを本人確認記録とともに保存するものとする。この場合において、前

項各号に掲げるもののうち当該本人確認書類の写しに記載されている事項については、本人確認記録に記録しないことができる。

3 金融機関等又は郵政官署は、第三条第二項各号に掲げる書類の写しにより、同項の規定によって顧客等若しくは代表者等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき又は同条第三項の規定によって法人である顧客等の営業所の確認を行ったときは、当該確認に用いた書類の写しを本人確認記録とともに保存するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 金融機関等又は郵政官署は、提示又は送付を受けた本人確認書類又は第三条第二項各号に掲げる書類（この項及び次項において「本人確認書類等」という。）について、当該本人確認書類等又はその写しを本人確認記録とともに保存するときは、第一項各号に掲げるもののうち当該本人確認書類等又はその写しに記載されている事項については、本人確認記録に記録しないことができる。

5 金融機関等又は郵政官署が本人確認書類等の写しを保存する方法は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムとする。

6 金融機関等又は郵政官署は、第一項第十一号から第十五号までに掲げる事項に変更又は追加があること

を知った場合は、当該変更又は追加に係る事項を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録に記録されている事項（当該変更又は追加に係る事項を除く。）を消去してはならない。この場合において、金融機関等又は郵政官署は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る事項を別途記録し、当該記録を本人確認記録とともに保存することとすることができる。

（本人確認記録の保存期間）

第九条 法第四条第二項に規定する主務省令で定める日は、次の各号に掲げる当該本人確認記録を作成した取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（媒介又は代理を除く。）、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理を除く。）又は第二十二号から第二十六号までに掲げる取引 当該契約が終了した日

二 令第三条第一項第七号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、第十三号、第十四号（媒介又は代理に限る。）、第十五号、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理に限る。）

、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十七号又は第二十八号に掲げる取引 当該取引が行われた日
2 令第三条第一項第一号から第二十六号までに掲げる取引であつて、本人確認済みの顧客等との取引に該
当する取引があつた場合は、前項の規定中「当該本人確認記録を作成した取引」とあるのを「当該本人確
認済みの顧客等との取引」と読み替えて、前項の規定を適用する。

（取引記録の作成・保存義務の対象から除外される取引）

第十条 令第五条第五号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一 自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされる顧客等と他の金融機関等又は郵政官署との間の取
引

二 保険等契約又は簡易生命保険契約に基づき一定金額の保険料又は共済掛金を定期的に収受する取引

（取引記録の作成方法）

第十一条 法第五条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は
、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムとする。

（取引記録の記録事項）

第十二条 法第五条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 口座番号その他の取引を行った顧客等の本人確認記録を検索するための事項（本人確認記録がない場合にあっては、氏名その他の顧客等又は取引を特定するに足りる事項）

二 取引の日付

三 取引の種類及び金額

四 顧客等と第三者との間における資金の移動を伴う取引にあっては、当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項

（郵政官署への準用）

第十三条 令第六条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 令第六条第二項第二号に規定する簡易生命保険契約のうち、次に掲げるものの締結

イ 年金又は満期保険金を支払う旨の定め（以下「満期保険金等の定め」という。）がないもの（ただし、保険期間の限定がなく、かつ、保険料を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）

口 満期保険金等の定めがある簡易生命保険契約のうち、当該保険等契約に基づき払い込まれる保険料の総額の百分の八十が年金及び満期保険金の金額の合計を超えるもの

二 令第六条第二項第三号又は第四号に規定する支払いのうち、前号に掲げる簡易生命保険契約に係るものの

三 令第六条第二項第六号に掲げる取引のうち、金額が二百万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

第十四条 第九条の規定は、法第七条において準用する法第四条第二項に規定する主務省令で定める日について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「令第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、第十一号、第十二号、第十四号（媒介又は代理を除く。）、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理を除く。）又は第二十二号から第二十六号までに掲げる取引」とあるのは「令第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第七号」と、同項第二号中「令第三条第一項第七号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、第十三号、第十四号（媒介又は代理に限る。）、第十五号、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理に

限る。)、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十七号又は第二十八号に掲げる取引」とあるのは「政令第六条第二項第三号、第五号、第六号、第八号又は第九号」と、同条第二項中「令第三条第二項」とあるのは「令第六条第三項において準用する令第三条第二項」と読み替えるものとする。

(外国通貨によりなされる取引の換算基準)

第十五条 取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合における法、令及びこの規則の適用に係る外国通貨の本邦通貨への換算は、実勢外国為替相場によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。

(金融庁組織規則の一部改正)

第二条 金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)」を「、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第

三十二号)に、「及び金融先物取引法第九十二条第二項」を「金融先物取引法第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第十四条第四項」に改める。

第十二条第二項及び第三項中「又は金融先物取引法」を「金融先物取引法又は金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に改める。